

## 北空知定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 深川市は、定住自立圏形成協定により形成された北空知の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に関して、関係者等の意見を反映するため、北空知定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 北空知定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1人置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、懇談会の会議に代理人を出席させることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (事務局)

第7条 懇談会の事務局は、深川市企画総務部企画財政課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される北空知定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。